公 安 委 員 会

大阪維新　政調会　配席表　平成28年2月1日(月)　第1委員会室

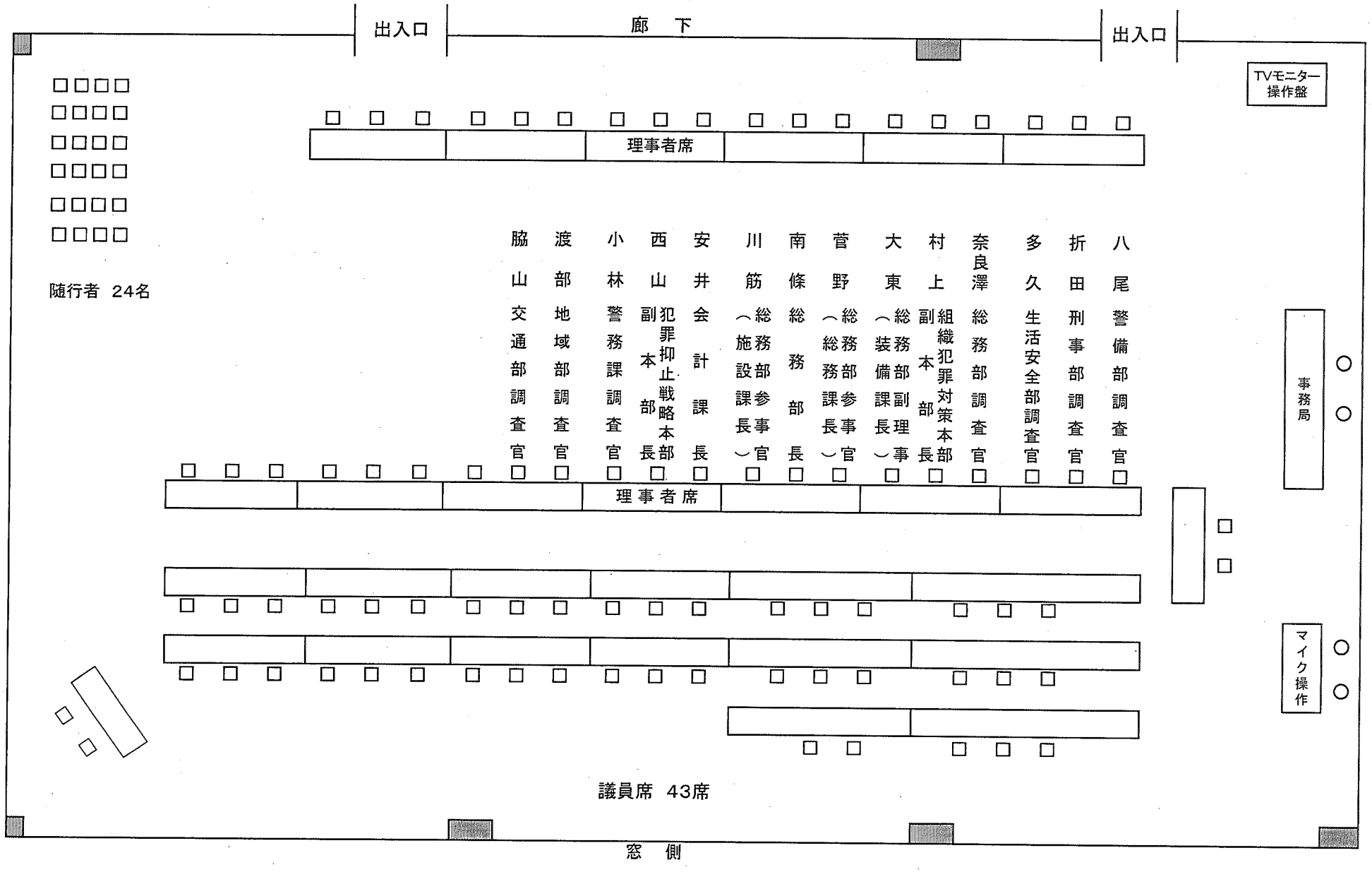

平成２８年２月定例府議会　提出予定議案の概要

資料番号	条　例　名	概　　要
1	大阪府警察職員定員条例一部改正の件	大阪府の地方警察官の定員の基準が改正され、６６人増員されることなどに伴い、警察官の階級別定員を改正するもの。
2	大阪府警察職員の分限に関する条例一部改正の件	地方公務員法の改正に伴い、任用の定義が明確化されたことから、新たに大阪府警察職員の「降給」に係る事由及び手続きについて定めるもの。
3	交通事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の件	公務のため公用車を運転していた府警察職員が発生させた交通事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分にしたので、同条第２項の規定により報告するもの。
4	平成２８年度主要事業概要案	

資料１

大阪府警察職員定員条例の一部を改正する条例の制定について

１　条例改正の趣旨

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部を改正する政令（未公布）により、地方警察官の定員の基準及び階級別定員の基準が改正されることに伴い、標記条例に定められた警察官の階級別定員を改正する必要があるため。

２　改正条例

大阪府警察職員定員条例（昭和31年大阪府条例第３号）

３　改正事項

警察法施行令の一部を改正する政令（未公布）により、大阪府の地方警察官の定員の基準が66人増員されること及び階級別定員の基準（階級構成の比率）が変更されることに伴い、標記条例に定められた警察官の定員を21,404人とし、警察官の階級別定員を次のとおり改正するものである。

区　　分	改　正　案	現　　行
警　　視	５６４ 人	５２０ 人
警　　部	１，２３２ 人	１，１８７ 人
警部補及び巡査部長	１２，４８９ 人	１２，５３２ 人
巡　　査	７，１１９ 人	７，０９９ 人
合　　計	２１，４０４ 人	２１，３３８ 人

４　施行予定期日

平成28年４月１日

以　上

資料２

大阪府警察職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正条例

大阪府警察職員の分限に関する条例（平成24年条例第90号）

２　改正理由

「巡査長から巡査」など「降任を伴わない降格」について、これまでは解釈上「降任」に該当するものとして対応してきたが、改正地方公務員法において、任用の定義が明確化され、「降任」についても、「職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。」とされたことから、上記の「降任を伴わない降格」について、改正法の施行後は、「降給」として対応することが必要となった。

降給の事由等は条例で定めることとされているが、現行条例では未制定であることから、上記の「降任を伴わない降格」について、改正法施行後も「降給」として引き続き措置することができるよう、降給の事由及び手続について現行条例に盛り込むための改正を行う。

３　改正の内容

(1)　降給事由の追加

地方公務員法第２８条第１項所定の免職又は降任事由を降給事由とする規定を新規に追加する（改正後の第３条関係）。

(2)　降給手続の追加

降給の手続について、降任等と同列に扱うための規定整備を行う（改正後の第４条関係）。

４　施行日

平成28年４月１日

以　上

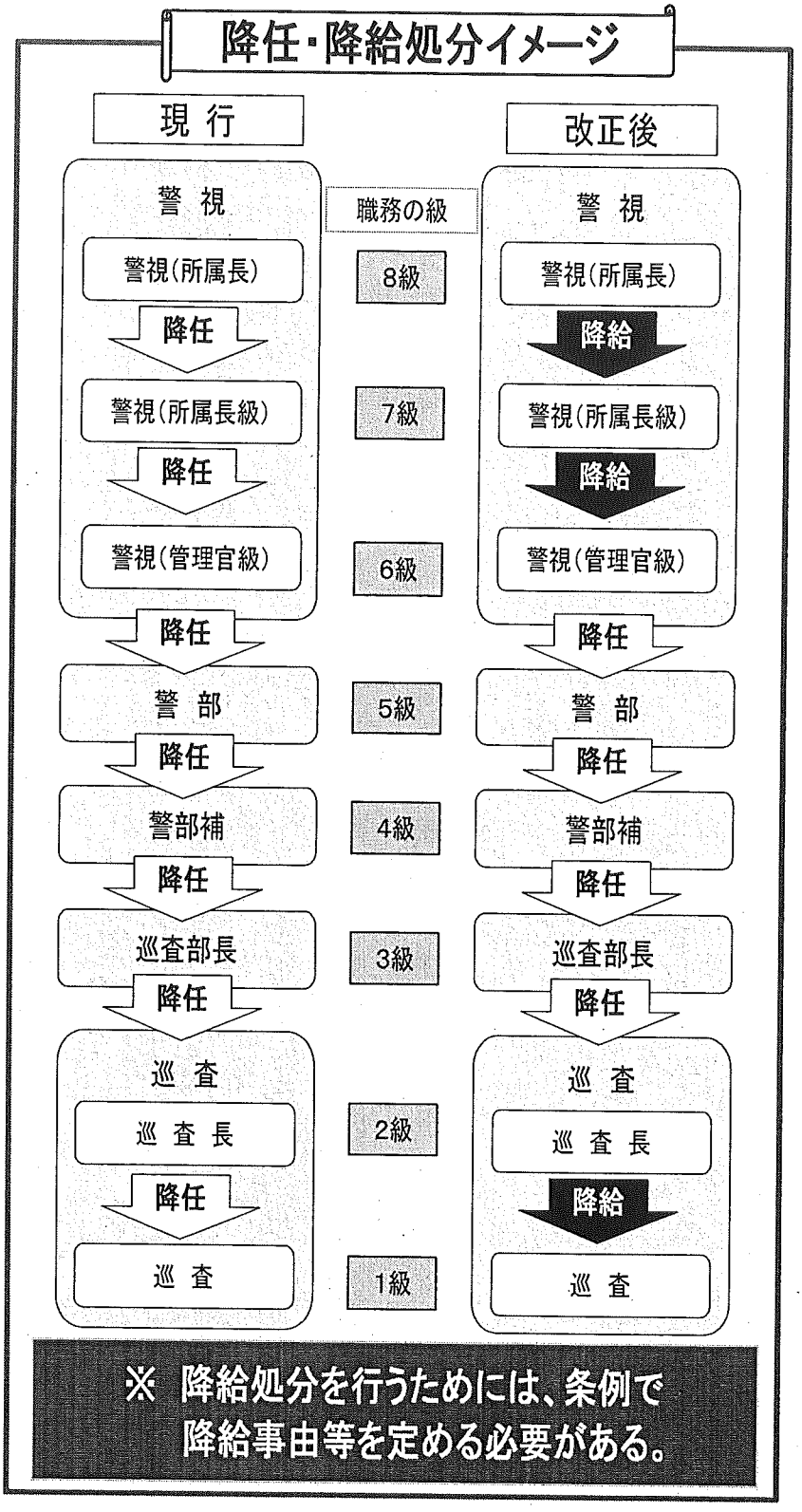
降任・降給処分イメージ
現 行
改正後
職務の級
警 視
警視(所属長)
8級
降任
警視(所属長級)
7級
降任
警視(管理官級)
6級
降任
警 部
5級
降任
警部補
4級
降任
巡査部長
3級
降任
巡 査
巡 査 長
2級
降任
巡 査
1級
警 視
警視(所属長)
降給
警視(所属長級)
降給
警視(管理官級)
降任
警 部
降任
警部補
降任
巡査部長
降任
巡 査
巡 査 長
降給
巡 査
※ 降給処分を行うためには、条例で
降給事由等を定める必要がある。

資料３

損害賠償請求事件の和解の概要

１発生日時	平成27年３月10日（火）午後５時５分頃
２発生場所	大阪市城東区新喜多一丁目５番３７号先路上
３事案概要	第一当事者である府警察職員が公務のため小型警ら用車を運転中に第二当事車両に追突し、押し出された第二当事車両が第三当事車両に追突、さらに第三当事車両も押し出されて第四当事車両に追突したものである。
４当 事 者	第一当事者 運 転 者　大阪府城東警察署地域課　警部　男性（当44歳） 運転車両　小型警ら用車(スズキソリオ平成22年式) 第二当事者 運 転 者　大阪市西成区在住　自営業　男性（当46歳） 運転車両　普通乗用自動車(トヨタヴォクシー平成16年式) 車両同乗者　大阪市西成区在住　女性（当43歳） 第三当事者 運 転 者　京都市伏見区在住　会社員　男性（当42歳） 運転車両　軽四輪乗用自動車(ダイハツミライース平成23年式) 車両所有者　兵庫県神戸市中央区　オリックスレンタカー関西株式会社 第四当事者 運 転 者　茨木市在住　会社員　男性（当27歳） 運転車両　普通貨物自動車(トヨタサクシード平成16年式) 車両所有者　東京都国立市　株式会社日本衛生センター

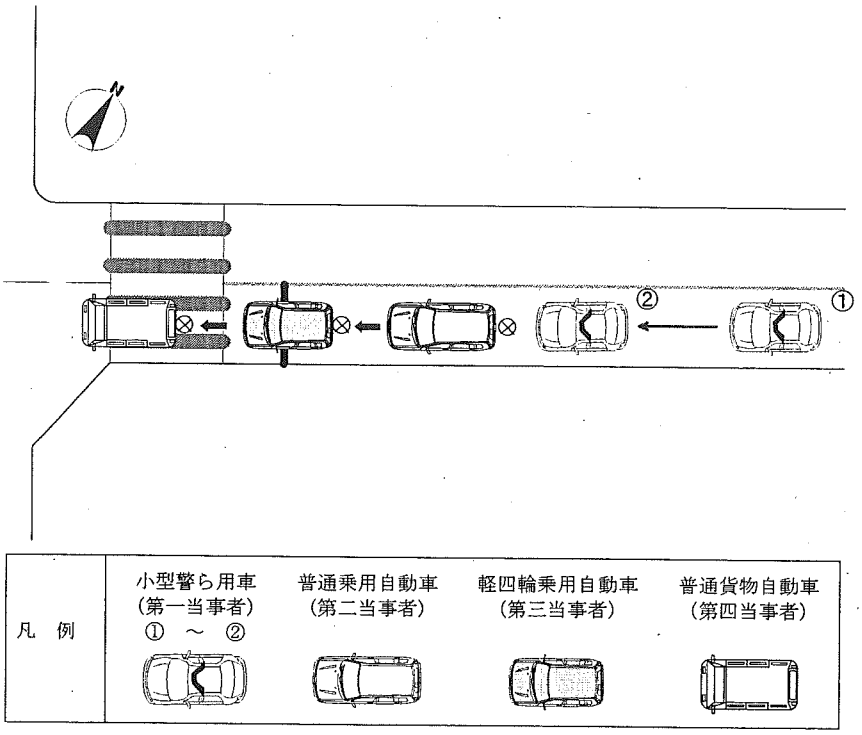

５損害程度	第一当事者	人的損害　なし
		物的損害　前部中破
	第二当事者	人的損害　同乗者　頚部捻挫
		物的損害　前部バンパー割損、バックドア及び後部バンパー凹損等
	第三当事者	人的損害　なし
		物的損害　前部バンパー割損、バックドア及び後部バンパー凹損等
	第四当事者	人的損害　頸椎及び腰椎捻挫
		物的損害　バックドア及び後部バンパー凹損等
６過失割合	警察側100%	
７賠償額	第四当事者	府費支出額　270,778円（物的損害額）
		158,352円（自賠責保険による支出）
		賠償総額　429,130円
８備　考	第四当事者	平成27年６月19日、概算払により物的損害額を支払。
		平成28年１月６日、知事専決処分。
		平成28年１月中、示談予定。
	第二当事者	示談交渉中
	第三当事者	平成27年５月１日、示談成立。

資料４

平成２８年度主要事業概要案（公安委員会）

（上段　平成28年度財務部長内示額
中段　平成28年度知事復活要求額
下段　平成27年度当初予算額）

（一般会計）

（単位　百万円）

事　業　名	２８既内示額 ２８復活要求額 （27当初予算額）	摘　要
総合的な治安対策の推進	462 － (185)	○　暴力団対策の強化 ○　府民生活を脅かす犯罪対策 ○　第一線の警察機能の強化
人的基盤の充実	0 － (89)	○　警察官の増員
警察装備の充実	2,275 － (2,296)	○　自動車の更新・維持・管理 ○　航空機の維持・管理 ○　舟艇の維持・管理 ○　資器材の整備 ○　各種システムの整備充実
警察署の整備	3,867 11 (3,742)	○　警察署の建替え（継続事業） ○　福島警察署移転建替整備（H28.2竣工） 旧庁舎撤去工事 ○　豊中警察署建替整備 平成２８年度竣工予定 ○　天満警察署建替整備 平成２９年度竣工予定 ○　平野警察署移転建替整備 平成３０年度竣工予定 ○　東住吉警察署移転建替整備（新規事業） 【知事復活要求】平成３４年度竣工予定
交番等の整備	145 － (214)	○　交番等の建替え 建替建設　　交番３か所 実施設計　　交番３か所

（単位　百万円）

事　業　名	２８既内示額 ２８復活要求額 （27当初予算額）	摘　要
警察施設の改修等	664 － (2,115)	○　PCB廃棄物処分 ○　その他の施設改修 空調・外壁・消防設備改修他
待機宿舎の整備	199 － (1,170)	○　待機宿舎の建替え ○　北①待機宿舎建替整備（継続事業） 平成３１年度供用開始予定 ○　城東②待機宿舎建替整備（継続事業） 平成３１年度供用開始予定 ○　淀川①待機宿舎建替整備（新規事業） 平成３３年度供用開始予定
淀川警察署別館建替整備	110 － (70)	○　淀川警察署別館を建替整備（第二方面隊庁舎） （継続事業）
南警察署環境改善事業	88 － (15)	○　南警察署の別館整備（継続事業）
交通死亡事故抑止対策	300 － 0	○　交通関連各種システムの改修
交通安全施設等整備	7,601 － (7,715)	○　交通安全施設等整備 交通信号機・道路標識
違法駐車対策	2,372 － (2,023)	○　違法駐車対策の強化 ○　駐車管理対策の推進
交通関係事犯捜査資器材の整備	114 － (244)	○　交差点カメラの整備 ○　交通事故自動記録装置の撤去
西成（あいりん地域）特別対策事業	72 － (104)	○　薬物犯罪対策 ○　少年健全育成・通学路安全対策